

令和7年度バリアフリー化設備等整備事業計画概要

令和7年12月25日

柳井市地域公共交通協議会

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

住民の高齢化に伴う通勤需要の減少や運転手不足等により、バス路線の廃止や縮小、一般タクシーの運行台数が減少し、高齢者や障害者の方の移動手段の確保が難しい状況となってきた。このような中で、高齢化社会への対応や障害者の社会進出への手助けとなるようなドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を維持・増加させ、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

現在柳井市内において、在宅で生活する「自分で思うように体が動かせない方」や「寝たきり状態の方」でも利用可能なストレッチャー対応車両は2台（タクシー事業者2社）存在する。当面この台数を維持することとするが、利用需要に合わせて増台も検討する。

(2) 事業の効果

福祉車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化を図ることができる。

3 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者**(1) 事業の内容**

スロープ付タクシー車両の導入（1台）

(2) 事業の実施者

稲村 晃（介護タクシーありがとう）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画等に基づく事業)

令和7年12月25日

協議会名: 柳井市地域公共交通協議会

評価対象事業名: バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
稲村 晃 (介護タクシーありがとう)	スロープ付タクシー車両の導入 (1台)	福祉タクシー車両増加に向けて、引き続き、事業者への制度周知等を行い、導入促進を図った。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A 本事業の活用もあり、地域内において目標台数と同程度の福祉タクシー車両数が維持されており、地域内の高齢者や障がい者の移動円滑化が図られ、誰もが利用しやすい公共交通の実現に寄与している。	更なる福祉タクシー車両の導入促進に向けて、国の補助制度などの周知等を行うとともに、効果的な福祉タクシー車両の導入を目指し、利用者等の意見に配慮していく必要がある。